



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 23 日 (水)
号外第 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
(4) (人事企画課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されることに伴い、同法に規定する特定事業主等を定める。

2 規則の概要

(1) 特定事業主行動計画を策定しなければならない事業主として規則で定めることとされている地方公共団体の機関等は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
病院事業の管理者	病院事業の管理者が任命する職員

(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同項の規則で定める職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
病院事業の管理者	病院事業の管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。